



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社シンニッタン
代 表 者 代表取締役社長 橋 本 諭
(コード番号 6319 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役財務部長 小林 謙治
電 話 044-200-7812

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 84 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の内容と理由

- (1) i. 変 更 内 容：総則第 1 章（目的）に「電気の供給」を追加
ii. 変更の理由：当社は、従来より環境に配慮した事業活動を行っており、今般、当社主力工場の高萩工場において遊休地を利用して自然エネルギー等による売電事業を行うことにより、環境保全や更なる経費削減を図るため、事業目的に電気の供給を追加するものであります。

- (2) i. 変 更 内 容：
 - ・「第 4 章 取締役および取締役会の（取締役の責任免除）」の変更
 - ・「第 5 章 監査役および監査役会の（監査役の責任免除）」の変更ii. 変更の理由：

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的として、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定款に規定しているが、「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 27 日法律第 91 号以下「改正会社法」）が施行されたことにより、見直しを図るものであります。なお、取締役の責任免除の規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) i. 変 更 内 容：「第 5 章 監査役および監査役会」に「補欠監査役」を追加
ii. 変更の理由：法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 日程

- (1) 定款変更のための定時株主総会開催日
平成 27 年 6 月 26 日

- (2) 定款変更の効力発生日
上記株主総会決議後

なお、現行定款・変更後定款につきましては、別紙参照願います。

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 鍛工品、機械器具、物流機器および諸工具の製造ならびに販売(2) 建設用機材、公害防止機器、住宅および同関連機器の製造販売ならびに施工請負(3) 前各号機器類等の賃貸借(4) 土木建築工事ならびに鍛造、金属加工設備およびその付帯設備の設計管理ならびに施工請負(5) 前号に関連するプラント輸出ならびに技術指導(6) 不動産の売買、賃貸借ならびに仲介斡旋(7) 金融業(8) 前各号に関連する一切の事業 <p>第3条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第29条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度としてその責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 鍛工品、機械器具、物流機器および諸工具の製造ならびに販売(2) 建設用機材、公害防止機器、住宅および同関連機器の製造販売ならびに施工請負(3) 前各号機器類等の賃貸借(4) 土木建築工事ならびに鍛造、金属加工設備およびその付帯設備の設計管理ならびに施工請負(5) 前号に関連するプラント輸出ならびに技術指導(6) 不動産の売買、賃貸借ならびに仲介斡旋(7) 金融業(8) <u>電気の供給</u>(9) <u>前各号に関連する一切の事業</u> <p>第3条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度としてその責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="316 199 711 230">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="226 271 632 302">第31条～第39条 (条文省略)</p> <p data-bbox="244 342 491 374">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="226 380 799 627">第40条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p data-bbox="288 633 799 844">2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度としてその責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p data-bbox="244 920 320 952">(新設)</p>	<p data-bbox="917 199 1313 230">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="831 271 1262 302">第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="849 342 1096 374">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="831 380 1121 412">第40条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="892 633 1394 880">2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度としてその責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p data-bbox="849 958 1007 990"><u>(補欠監査役)</u></p> <p data-bbox="831 996 1402 1131">第41条 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる</u></p> <p data-bbox="892 1137 1394 1205">2 <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条第2項の規定を準用する。</u></p> <p data-bbox="892 1211 1394 1317">3 <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p data-bbox="892 1323 1394 1458">4 <u>補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする</u></p> <p data-bbox="831 1503 1110 1534">以下、 条数繰り下げ</p>